

〔消費生活用製品安全法の特定製品及び特別特定製品の指定について〕
経済産業大臣への答申（案）

番 号
年 月 日

消費経済審議会
会長 山本 豊 あて

消費経済審議会製品安全部会
部会長 向殿 政男

消費生活用製品安全法の特定製品の指定について

平成 21 年 12 月 11 日付けにて付託されました標記の件について、下記のとおり答申案をまとめましたので報告します。

記

ライターを消費生活用製品安全法の特定製品及び特別特定製品に指定することが適当である。

番 号
年 月 日

経済産業大臣
直嶋 正行 へ

消費経済審議会
会長 山本 豊

消費生活用製品安全法の特定製品の指定について（答申）

平成21年12月11日付け平成21・12・02商第3号をもって当審議会に諮問
がありました標記の件については、下記のとおり答申します。

記

ライターを消費生活用製品安全法の特定製品及び特別特定製品に指定する
ことが適当である。

子供に対するライター使用の安全対策について

1. 背景

- (1)ライターによる火災等の事故については、独立行政法人製品評価技術基盤機構(NITE)の集計によれば、平成16年度から平成20年度の5年間で、残火、意図しない着火等132件の製品事故が報告されている。
- (2)また、子供のライターを使用した火遊びによると思われる火災が多数発生している。東京都によれば、東京消防庁管内において、平成11年から20年の10年間に、12歳以下の子供のライターを使用した火遊びによる火災が500件余り起こっているとのこと。子供のライター使用による火災事故の場合、幼い子供が逃げ遅れて死亡するケースが多く、ライターによる火遊び火災の発生状況のうち、5歳未満の子供の使用による場合、死傷者の発生率が非常に高くなる傾向がある。
- (3)欧米では、ライターヘチャイルドレジスタンス(子供が簡単に使えない)機能に関する安全規制をすでに実施している。我が国においては、ライターの安全対策に関する民間の安全基準はあるものの、チャイルドレジスタンス機能は含まれておらず、また、法的規制もない。

このような状況下において、平成21年12月に、子供に対するライター使用の安全対策として、ライターを消費生活用製品安全法の特定製品に指定することについて、消費生活用製品安全法第47条第1項の規定に基づき、経済産業大臣から消費経済審議会会長あてに諮問がなされた。製品安全部会に本件の審議が付託され、子供に対するライターの安全性確保のための技術的方策等を検討するため本ワーキンググループが設置された。

本ワーキンググループにおいては、輸入品も含めた我が国のライター流通の実態、ライターに関する火災・事故の発生状況、海外における先進的な規制の状況等を踏まえながら、規制の対象とすべきライターの範囲、子供が簡単に操作できないという機能等に係る技術基準等について、検討審議を行っ

てきた。これまでの検討審議結果をここにとりまとめ、製品安全部会に報告するものである。

2.ライターを消費生活用製品安全法の特定製品等へ指定することについて

(1)ライターの特定製品等への指定及び指定範囲について

ライターを消費生活用製品安全法の特定製品及び特別特定製品に指定することが適当である。

対象とするライターの適用範囲は、シガレットライター及び点火棒のうち、
 ディスポーザブル（使い捨て式）
 注入式のうち、ディスポーザブルと同様の構造であるもの（注）

とする。

（注）燃料タンクと外ケースが分かれていない一体型で、素材がプラスチック製のものの等を対象とする。

特定製品としての指定

（イ）特定製品は、「消費生活用製品のうち、構造、材質、使用状況等からみて一般消費者の生命又は身体に対して特に危害を及ぼすおそれが多いと認められる製品で政令で定めるもの」（法第二条第二項）である。

（ロ）ライターについて検討すると、

）ライターは、たばこ等への着火を目的とした製品であることから、火の使用による事故が発生する可能性がある。特に子供の火遊びによる建物火災について、全体の件数は減少しているものの、出火原因に占めるライターの割合は増加傾向にある。

）ライターについては、使用者である子供等自身に被害を及ぼすおそれがない場合であっても、火遊びによる火災により、幼児（5歳未満）が逃げ遅れて死傷するケースが多く、また、幼児が火遊びをして死亡した住宅火災の発火源としてのライターは増加傾向にある。

特に6億個を超える数量のライターが年間流通している実態を踏まえると、放置した場合には、今後事故が増加するおそれが多いと考えられる。

以上により、特定製品として指定することが適当と考えられる。

特別特定製品としての指定

- (イ) 特別特定製品は、「その製造又は輸入の事業を行う者のうちに、一般消費者の生命又は身体に対する危害の発生を防止するため必要な品質の確保が十分でない者がいると認められる特定製品で政令で定めるもの」(法第二条第三項)である。

指定に際しては、関係の製造事業者、輸入事業者等における製造技術、管理手法、検査技術等に係る品質の確保能力が十分であるかどうか等を考慮しての判断がなされる。

- (ロ) ライターについて検討すると、

ライターの多くは、中小輸入業者が輸入しているものであり、また、業界団体である社団法人日本喫煙具協会においては、ISOに準拠した安全基準を設けているが、協会会員の市場シェア(カバー率)は国内流通量の約半分であること等を踏まえると、業界全体として品質確保能力が十分とはいえないものと考えられる。従って第三者機関による基準適合性検査を義務付けるべきものと考えられる。

以上により、特別特定製品として指定することが適当と考えられる。

- (2) 技術基準について

ライターの技術基準については、基本性能として、構造、火炎の高さ、耐熱性、耐圧性等の要件が必要であり、国際規格であるISO 9994(シガレットライター)及びISO 22702(実用ライター)を採用することが適当である。また、子供に対するライター使用の安全対策としては、欧米等で広く実施されている幼児対策(チャイルドレジスタンス機能)を採用することが適当である。

技術基準の考え方

- (イ) 特定製品については「一般消費者の生命又は身体に対する危害の発生を防止するため必要な技術上の基準を定める」(法第三条)こととなっている。

技術基準は、構造、強度、爆発性、可燃性等製品の安全性に関し必要と考えられる項目について他法令と二重規制にならない範囲で、包括的に定めるものであり、その通常の使用状況において危害が発生しないことが前提である。

- (ロ) ライターについて検討すると、

基本規格として、欧米で採用されている国際規格のISO 9994

(シガレットライター)及びISO 22702(実用ライター)を要求すべきと考える。(米国においては、任意規格として規定されている)

また、子供に対するライター使用の安全対策について、幼児対策(チャイルドレジスタンス機能)を施した構造を要求すべきと考える。幼児対策の技術基準適合確認方法としては、欧米で採用されている幼児による成功操作の困難性確認テスト(チャイルドパネルテスト)に加えて、機械的な操作方法、操作力等による確認方法も採用すべきである。

さらに、子供の興味を持ちやすい玩具(ノベルティー)型でないことが適当である。

なお、この機械的な操作方法、操作力等による確認方法も含めて、ライターの技術基準、測定方法等に関するJIS規格化についての検討が開始されている(注)とされており、その検討結果を採用していくべきである。

(注)「ライターの安全基準に関するJIS原案作成委員会」(事務局：財団法人日本規格協会)

第1回 平成22年5月19日(水)開催

本年8月末を目途にJIS最終原案とりまとめ予定

その他

幼児対策(チャイルドレジスタンス機能)の適合性の確認については、既に海外の法令等に基づいて実施された国外でのチャイルドパネルテスト結果についても活用できる。

(3)規制開始時期等

今年中には改正政省令を施行する。

その上で、製造事業者における幼児対策(チャイルドレジスタンス機能)を備えたライターの開発期間や製造期間等を勘案し、所要の経過措置を設けるべきであるが、平成23年夏までには、幼児対策(チャイルドレジスタンス機能)等を備えた技術基準適合ライターのみが市場で販売されることとなるようにするべきである。

3. 最後に ～ライターの安全対策に向けた提言～

ライターの安全対策については、規制による対策のみならず、消費者、事業者等関係者の使用にあたっての注意が重要であり、ライターの使用者・消費者は、子供の手の届くところにライターを置かない、子供にライターを触らせたり、遊ばせたりしない等について注意すること。また、ライターを購入する場合には、幼児対策等を施されたものを積極的に購入すること。

販売事業者は、幼児対策等を施されたライターを積極的に取り扱うとともに、使用者・消費者へのライター使用の安全性に関する注意喚起、幼児対策機能の説明等に努めること。

製造・輸入事業者は、幼児対策等を施したライターを早急に市場に導入するよう努めるとともに、すでに多くの既存ライターが流通していることから、子供をライターの事故から守る注意喚起等の取組を積極的に推進すること。

政府は、ライター使用の安全性に関する注意喚起、普及啓発を関係機関、業界等と連携しながら、積極的に推進するとともに、製造事業者等が早期に幼児対策等を施したライターを市場に導入できるように環境整備を行うこと。また、違反事業者への対応等消費生活用製品安全法の執行を着実にやっていくこと。

消費経済審議会製品安全部会
ライターワーキンググループ委員名簿

座長	持丸 正明	独立行政法人産業技術総合研究所 デジタルヒューマン工学研究センター センター長
	新井 勝巳	独立行政法人製品評価技術基盤機構 製品安全センター（大阪） 製品安全技術課長
	川村 智恵子	社団法人 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会
	倉田 賢司	財団法人日本文化用品安全試験所 製品安全部長
	黒川 秀一	財団法人製品安全協会 業務グループ 調査役
	清水 洋文	東京消防庁 防災部 生活安全課長
	瀬川 隆昭	株式会社サロメ 代表取締役社長
	仲野 純一	社団法人日本喫煙具協会 専務理事
	廣田 茂	株式会社ライテック 専務取締役
	古畑 孝志	株式会社イトーヨーカ堂 QC室 住居担当マネージャー
	柳澤 博幸	B I C ジャパン株式会社 代表取締役社長
	山中 龍宏	緑園こどもクリニック 院長

消費経済審議会製品安全部会
ライターワーキンググループ
開催実績

- 第1回 日時：平成22年2月2日（火）14：00～
議事：（1）ライターワーキンググループについて
（2）ライターの流通状況等について
（3）ライターによる事故の状況について
- 第2回 日時：平成22年2月26日（金）10：00～
議事：（1）ライターに係る海外の規制状況等について
（2）ライターに係る国内の規格について
（3）火遊びに用いたライターの分類結果について
（4）ライターの適用範囲について
- 第3回 日時：平成22年3月19日（金）14：00～
議事：（1）ライターに係る調査結果等について
（2）ライターに係る安全規制の方向性と技術基準について
- 第4回 日時：平成22年4月13日（火）14：00～
議事：（1）ライターに係る調査結果等について
（2）幼児対策を施した（CR）ライターの試験方法について
- 第5回 日時：平成22年5月21日（金）14：00～
議事：（1）子供に対するライター使用の安全対策について（とりまとめ）
（2）その他